

令和5年度
胎内市住宅リフォーム補助金
募集要領

申請受付：令和5年4月5日（水）～

胎内市地域整備課

目次

	ページ
《概要》	1
《胎内市住宅リフォーム補助金交付制度》	2
《補助金交付要件等》	2
①「補助対象者」の要件	2
②「補助対象住宅」の要件	2
③「工事施工業者」の要件	2
④「対象工事」の要件	3
⑤「補助金の額」	3
⑥「補助回数」についての要件	4
⑦「A交付申請」（申請受付開始日等）	4
⑧「補助金交付の決定」	4
⑨「リフォーム工事の実施」	5
⑩「工事期間の完了期限」の要件	5
⑪「B変更交付申請」	5
⑫「C完了実績報告」	5
⑬「D補助金の請求」	6
⑭「補助金交付（補助金の支払い）」	6
《その他留意事項》	6
《参考：図解説》	7、8
《参考：補助金額のイメージ》	9
《手続きの流れとスケジュール》	10

現行の住宅リフォーム補助金は
より効率的な制度に改変することとし
令和5年度をもって終了いたします。

《概要》

令和5年度「胎内市住宅リフォーム補助金」補助内容の概要一覧

区分		住宅リフォーム	
		①一般リフォーム	②雪下ろし命綱固定アンカー設置
補助対象者		1. 市内に居住し、住民登録を有する者 2. 市税等を滞納していない者	
補助対象住宅		2 親等以内の親族が所有する市内に在する建物で自己の居住の用に供している部分又は補助対象者所有の空き家	
施行業者の要件		市内の業者（主たる事業所が胎内市にある）	
補助対象工事	工事費	20万円/戸以上	要件なし
	主な工事の内容	補助対象住宅等を居住の用に供するために行う工事	
		住宅の修繕、屋根・外壁・キッチン・トイレの改修、下水道への接続、増築などの工事	屋根雪下ろし命綱固定アンカーを設置する工事が対象、設置の工法はガイドブックに準じて施工するもの
補助金額	補助限度額	10万円/戸	5万円/戸
	補助率	10%	20%
	限度額に達する額	100万円	25万円
補助回数		各1回限り	
申請受付		令和5年4月5日（水）～ 地域整備課窓口（予算額に達するまで）	
申請方法		次頁からの各要件等をご確認うえ申請してください。	

《胎内市住宅リフォーム補助金交付制度》

市では、市民の生活環境の向上を推進するため、住宅のリフォーム工事への補助制度を実施しています。本補助制度は、市民が所有し自ら居住している住宅又は空き家を市内に主たる事業所を有する工事店等でリフォーム工事を行う場合、工事費の一部を補助するものです。申請された全ての工事は、所定の審査を経て、補助金の交付・不交付を決定します。

《補助金交付要件等》

①「補助対象者」の要件

次の(1)～(3)の全てに該当する方

(1) 次のア～イのいずれかに該当する方

ア. 市内に居住し、住民登録を有する方。

イ. 市内に空き家（居住又は事業を目的として建設され、かつ、現に居住の用又は事業の用に供されていない建物をいう。）を有する方。空き家の所有者が市外の方の場合は、住所を証明できる住民登録等の提出が必要です。

(2) 市税、介護保険料、上下水道料金等を滞納していない方

(3) 他の制度による類似の助成を受けていない方

②「補助対象住宅」の要件

次のア～イのいずれかに該当する住宅

ア. 補助対象者又は2親等以内の親族が所有し居住している住宅（併用住宅の場合は住宅部分のみが補助対象となります。）

イ. 当該補助対象者が所有する市内に存する空き家でリフォーム後に居住することが要件となります。（空き家のリフォームを申請する場合は、事前にご相談ください。）

③「工事施工業者」の要件

胎内市内に主たる事業所（本社）等を有し、継続して事業を実施している施工業者で、下記のいずれかに該当する者

(1) 胎内市の入札参加資格者名簿に登載されている。

(2) 胎内市の小規模工事等契約希望者登録者名簿に登載されている。

(3) 胎内市排水設備工事指定工事店として指定されている。

(4) 胎内市指定給水装置工事事業者として指定されている。

(5) 胎内市住宅リフォーム補助事業の登録工事店の届出をしている。

※上記の確認は、市の担当者または施工業者にお問い合わせください。

※上記のいずれにも該当していない場合は、予め「胎内市住宅リフォーム補助金交付に係る登録工事店届出書」【様式第1号】を市に提出する必要があります。

④ 「対象工事」の要件

(1) 住宅の生活環境を向上させるためのリフォーム工事

【工事費：20万円/戸以上（税込み）】

- ア. 住宅の修繕、補修、改修及び増築のための工事
- イ. 壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等住宅の模様替えのための工事
- ウ. 防犯設備やフェンスの設置等の防犯機能の付加又は強化のための工事
- エ. 汲取り式便所及び単独浄化槽からの公共下水道等への切り替え工事
- オ. 断熱、遮蔽、太陽光発電など脱炭素社会（カーボンニュートラル）に配慮した工事 など

(2) 住宅の雪下ろし安全対策のための工事

【工事費：要件なし】

- ア. 雪下ろしの安全確保のための命綱固定アンカー等を設置する工事
- 注) 命綱固定アンカーを設置する工法については、新潟県が発行する『雪下ろし命綱固定アンカーガイドブック（第三版）』に準じて施工することが要件となります。ガイドブックは県ホームページ（市ホームページからリンクできます。）および地域整備課窓口で配布しています。

(注) 補助の対象とならない工事

- 土地や工事用機械及び電化製品や工具等の購入に関する費用
- 市の他の補助事業及び類似する保険給付等の対象工事費用
- 高さが1.2m未満のフェンス等の設置
- 外構・庭などの工事（※犬走りの土間までが補助対象です。）
- 住宅と同一棟の車庫・倉庫等の工事
- 住宅の取り壊しのみの工事
- 修理を伴わない防蟻工事
- 引掛シーリングライト（※直付け・天井埋め込みは補助対象です。）
- エアコン工事（※天井埋め込みは補助対象です。）
- 浄化槽の撤去のみの工事
- 下水道事業受益者負担金
- 住宅の機能向上を伴わない工事 など

⑤ 「補助金の額」

(1) 住宅リフォーム

→補助対象経費に100分の10を乗じて得た額（上限額10万円）

(2) 雪下ろし命綱固定アンカー設置

→補助対象経費に100分の20を乗じて得た額（上限額5万円）

⑥ 「補助回数」 についての要件

- ・同一申請者（2親等以内の親族含む）に対しての補助金の交付回数は、1回限りとなります。過去にこの補助金の交付を受けた方は申請できません。
- ・ただし、過去に住宅のリフォームで補助金の交付を受けた場合であっても、空き家のリフォーム又は雪下ろし命綱アンカーを設置する工事は、区分が違うことから申請が可能です。

⑦ 「**Ⓐ**交付申請」

（1）募集要領・申請用紙の配布

募集要領・申請用紙（様式）は、次のいずれかの方法により入手できます。

- ・胎内市役所 2階 地域整備課 都市計画建築係 窓口
- ・胎内市のホームページからダウンロード

（2）申請受付開始日及び申請先

開始日：令和5年4月5日（水） 午後1時30分～

申請先：市役所 2階 地域整備課 都市計画建築係 窓口

（3）交付申請書の提出

提出していただく書類は、以下のとおりです。

- ①胎内市住宅リフォーム補助金交付申請書【様式第2号】
 - ②事業計画書【様式第3号】
 - ③税務課で発行した固定資産税（土地・家屋）課税明細書
（胎内市役所から4月中旬ごろ郵送予定）
又は固定資産名寄帳「家屋」の写し（4/1より税務課で取得可能）
 - ④補助対象工事見積書（施工業者が作成したもの）
 - ⑤補助対象工事予定箇所の施工前の全体写真と詳細が分かる写真
（施工箇所ごとに最低2方向からの撮影を行ってください。）
 - ⑥委任状（申請者以外の者が申請手続きを行う場合）【様式第4号】
 - ⑦その他、工事図面等必要と思われる資料
 - ⑧胎内市住宅リフォーム補助金交付申請チェックリスト【別紙様式】
- ※提出された書類はお返しできません。提出前に必ず控えを取ってください。

⑧ 「補助金交付の決定」

提出書類の審査終了後、概ね1週間程度で交付の可否及び交付額を決定し、申請者へ通知します。

⑨ 「リフォーム工事の実施」

- ・補助金交付決定を得てからリフォーム工事を実施してください。
※交付決定を得るまでは工事着手できません。
- ・交付決定前に着手する必要がある工事は、補助対象とすることはできません。

⑩ 「工事期間の完了期限」の要件

- ・交付決定後の着工から令和6年1月31日(水)までに完了する工事
(工事代金の支払い、完了実績報告の提出をもって事業完了となります。)

⑪ 「B変更交付申請」

(1) 以下の内容に変更があった場合は、変更交付申請の手続きが必要です。

- ①補助対象の工事内容や工事費が変更になったとき
(補助対象工事費が20%以上増減する場合)
- ②申請時の工事内容と実施する工事内容を大きく変更するとき
- ③補助事業の廃止をするとき

(2) 変更交付申請の手続きを行う場合、次の書類を提出して下さい。

- ①補助金等変更交付申請書【様式第5号】
- ②事業計画書(廃止する場合は除く)【様式第3号】
- ③変更後の見積書(廃止する場合は除く)
- ④変更箇所がわかる施工前の写真等(廃止する場合は除く)

※変更の該当となるか分からない場合、市の担当までお問合せください。

⑫ 「C完了実績報告」

リフォーム終了後、令和6年1月31日(水)までに次の書類を提出してください。

- ①補助事業等実績報告書【様式第6号】
- ②建築基準法の規定による検査済証の写し(増改築の場合)
- ③工事代金請求明細書及び工事代金領収書の写し
- ④補助対象工事実施後の住宅等の現況及び工事施工箇所の写真(交付申請書に添付した写真と同じ方向、同じ枚数。屋根の改修工事・外壁工事は作業途中の写真も添付。)
- ⑥胎内市住宅リフォーム補助金制度利用者アンケート【別紙様式】
- ⑦胎内市住宅リフォーム補助金実績報告チェックリスト【別紙様式】

⑬ 「⑩補助金の請求」

上記の⑨完了実績報告と一緒に次の書類を提出してください。

- ①補助金等交付請求書【様式第8号】
- ②口座振り込み確認書【振込先が請求者か同一世帯の方かで様式が変わります】
- ③上記②の様式に通帳（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が分かる面）の写しを張り付けてください。（表紙ではなく見開きのページ）

⑭ 「補助金交付（補助金の支払い）」

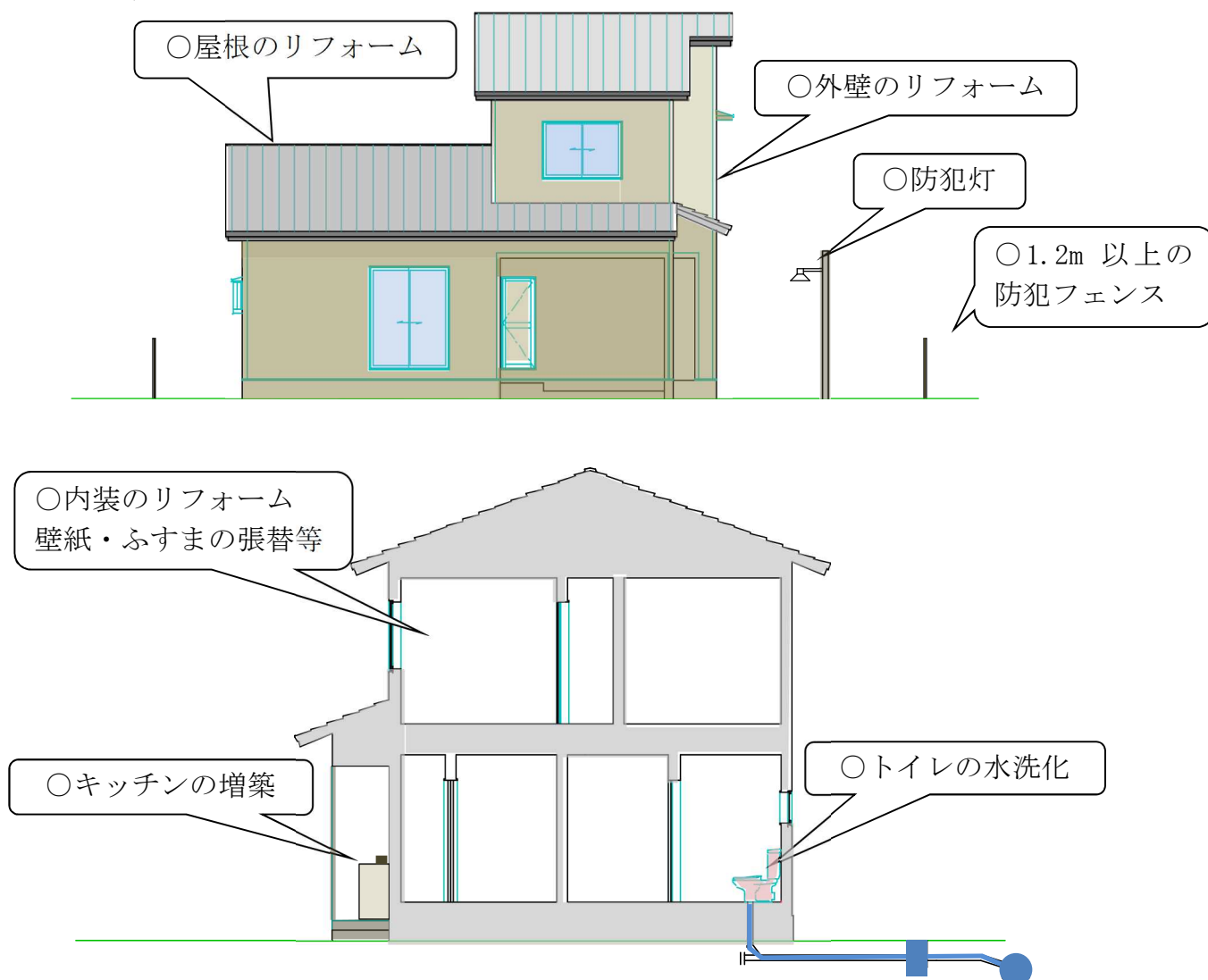
「補助金の請求」後、概ね2週間程度で指定の口座へ振り込みます。

《その他留意事項》

- ▼申込み多数の場合について
 - ・ 申込みが予算額に達し次第、受付を終了させていただきます。（参考：令和4年度は6月中旬で受付を終了しました。）
- ▼現地調査の実施について
 - ・ 必要に応じて、補助対象工事の進捗状況に関し、補助金の交付決定を受けた方、又は施工事業者に報告を求め、実施調査を行う場合があります。
- ▼補助金の返還について
 - ・ 虚偽その他の不正により補助金の交付を受けたとき、又は補助金交付決定に付した条件に反したときは、補助金の全部又は一部の返還を命じます。
- ▼申請に用いる印について
 - ・ 本補助金に係る書類に押印する印は全て同じものを用いてください。

《参考：図解説》

●補助対象工事の例

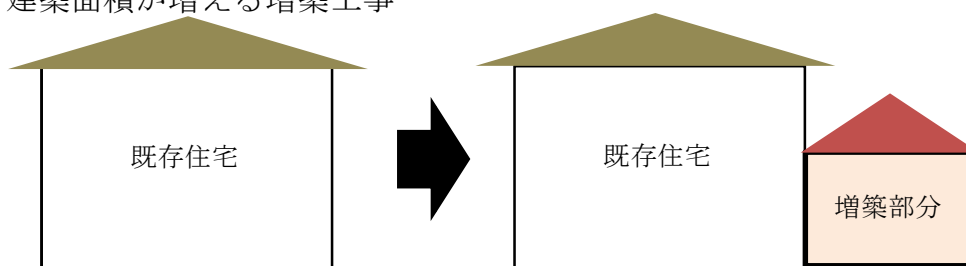


※この図は一例ですので詳しくは市の担当までお問い合わせ下さい

(1) - 1. 補助対象となる増改築工事

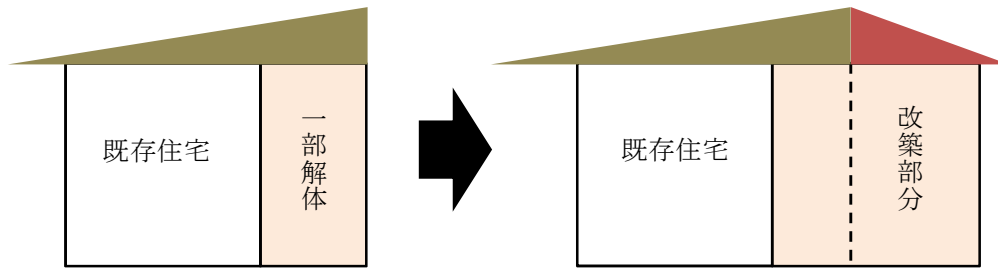
【ケース1】

建築面積が増える増築工事



【ケース 2】

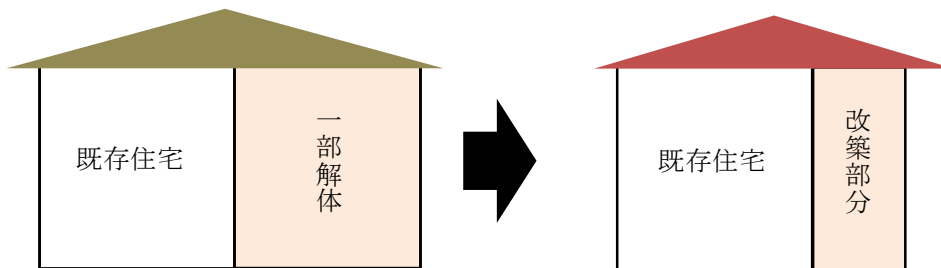
一部解体を伴い、改築部分が解体した面積より大きくなる増改築工事



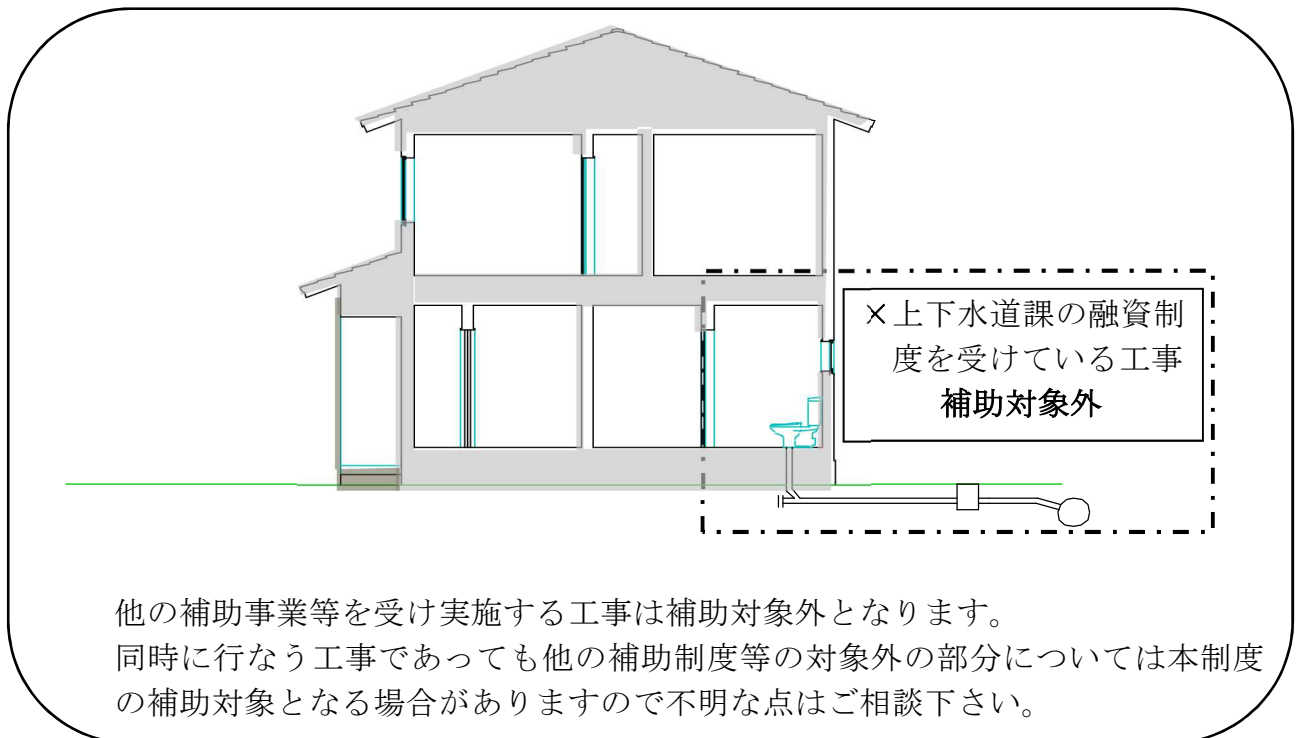
(1) - 2. 補助事業の対象外となる改築工事

【ケース 3】

一部解体を伴い、改築部分が解体した面積より小さくなる増改築工事



●補助対象外工事の例



※この図は一例ですので詳しくは市の担当までお問い合わせ下さい。

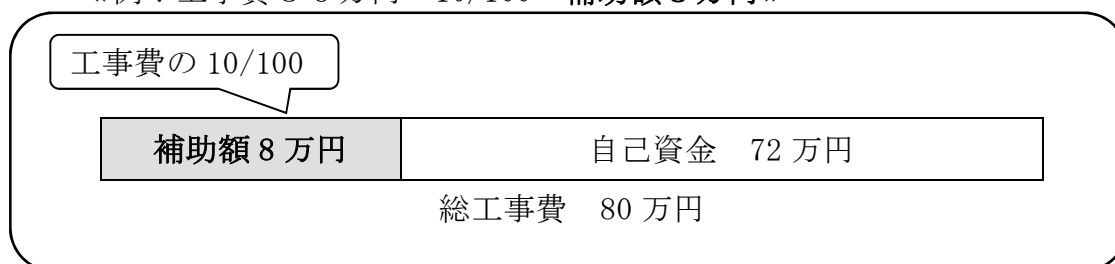
《参考：補助金額のイメージ》

【住宅リフォーム（空き家含む）】の場合

- ・補助金の額は補助対象工事に要する経費に100分の10を乗じて得た額。ただし、100分の10に相当する額が10万円を超えるときは、10万円が上限となります。
- ※工事費が20万円未満の場合は補助の対象外となります。

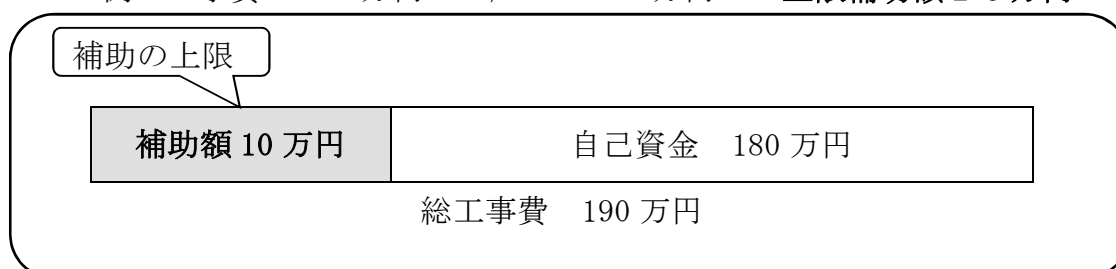
○補助工事費が100万円を下回る場合

《例：工事費80万円×10/100＝補助額8万円》



○補助工事費が100万円を超える場合

《例：工事費190万円×10/100＝19万円 → 上限補助額10万円》

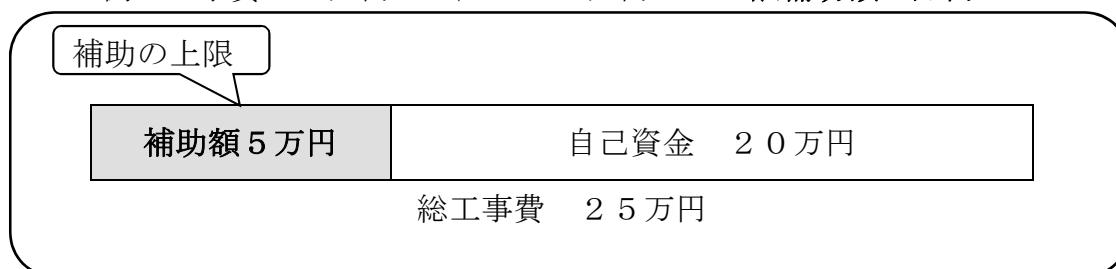


【雪下ろし命綱固定アンカー設置】の場合

- ・補助金の額は補助対象工事に要する経費に100分の20を乗じて得た額。ただし、100分の20に相当する額が5万円を超えるときは、5万円が上限となります。
- ※対象工事費の要件はありません。

○補助工事費が25万円の場合

《例：工事費25万円×20/100＝5万円 → 上限補助額5万円》



《手続きの流れとスケジュール》

補助金の申請から、補助金の交付までの流れ
申請者は①～④の手続きが必要となります

